

# 仙台市水道局工事成績評定要領

(令和6年3月26日 給水部長決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、仙台市水道局検査事務要綱(昭和62年11月16日管理者決裁。以下「要綱」という。)第13条の規定に基づき、工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定めることにより、請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上を促進するとともに、受注者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

## (評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の請負代金額が100万円以上の工事(製造請負契約は除く。)とする。

## (評定者)

第3条 工事の評定者(以下「評定者」という。)は、検査員及び当該契約で定めた監督職員とする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行う。

2 評定は、評定対象工事が土木工事又は配管工事の場合は別添1「工事成績採点表(土木・配管)」により、建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事、プラント設備工事又は電気通信設備工事の場合は別添2「工事成績採点表(建築・電気・機械)」により行うものとする。

3 評定の結果は、別記様式第1の工事成績調書に記録する。

## (評定の時期)

第5条 監督職員は工事の完成後に、検査員は完成検査の実施後に、それぞれ速やかに評定を行う。なお、完成検査以外の検査では評定を実施せず、確認した内容について、完成検査時の評定に反映させる。

## (評定の手順)

第6条 工事担当課長は、要綱第12条に規定する完成検査請求と併せ、監督職員が評定した工事成績調書(工事成績評定採点表を含む。)を計画課長に提出する。ただし、同第33条に規定する各課検査及び同第34条に規定する委任検査にあっては、担当の検査員に提出する。

2 検査員は、評定を行い、工事成績調書を作成する。

3 工事担当課長は、指名検査員が工事成績調書を作成した場合、速やかに、計画課長に通知する。

4 計画課長は、工事評定点が65点未満の場合は、財務課長に通知する。

## (工事評定点)

第7条 工事評定点は、法令遵守等を除いた各評定者の評定点に表-1に掲げる配分率を乗じて求

めた点数の合計から法令遵守等を減じて、少数点以下1位を四捨五入し、整数として表示する。

表－1 評定者別配分表

| 評定者 | 監督員 主任監督員 | 総括監督員 | 検査員 |
|-----|-----------|-------|-----|
| 配分率 | 0.4       | 0.2   | 0.4 |

（評定結果内容の通知）

第8条 要綱第14条第1項に定める工事成績評定通知書を通知する際には、別添1又は別添2の工事成績評定採点表により算定した項目別評定点が記載された書面を添付する。

（委任）

第9条 この要領の実施に関し必要な事項は、計画課長が定める。

附則

（実施期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手した契約については、なお従前の例による。

附則（令和7年3月31日改正）

この改正は、令和7年4月1日から実施する